

ハニックス工業事件の真相

著者 山根治

(株式会社フォレスト・コンサルタンツ 主任コンサルタント)

<http://consul.mz-style.com/>

(1) はじめに	2
(2) 倒産と死に至る経緯	2
1. 店頭公開とマルサ	2
2. マルサの告発と自決	4
(3) 倒産についての一般の見解	7
(4) 倒産と社長の自殺についての国税当局の見解	9
(5) 倒産の真相についての疑念	10
(6) 虚構のシナリオ	12
(7) 虚構のシナリオの吟味	13
1. マルサの告発	13
2. 自己株式	15
(1) 自己株式とは	15
(2) 表金（おもてがね）による取得のケース	17
(3) 裏金（うらがね）による取得のケース	19
(4) その他のケース	21
(8) 倒産の真相	23
(9) 遺族との接触	24
(10) 倒産の深層	28
1. 密告者の存在	28
2. 密告の蓋然性	30

(1)はじめに

ハニックス工業の社長が、ショッキングな形で自らの命を絶ったことは、既に「冤罪を創る人々」の「7）ある社長の自殺」の項で記述した。

当時、私自身が広島国税局の告発を前提とした理不尽な調査を受けていたこともあって、他人事とは思えない事件として私に大きな衝撃を与えたものであった。

ここで敢えて「事件」と言うのは、同社が倒産に至った経緯に多分に犯罪の臭いがするからであり、同社社長は、犯罪的な謀略によって死に追い込まれたのではないかと考えられるからである。

その「事件」とは何か、一体どのような犯罪的謀略が潜んでいたのか推理する。

(2)倒産と死に至る経緯

1. 店頭公開とマルサ

東京国税局のロビーで、恨みの遺書を胸にしのばせて、壮絶な自害をして果てたオーナー社長H氏、――

私は、この事件の全容を把握するために、早速、新聞各紙を買い求めて関連記事を切り抜くと共に、ハニックス工業関連の情報を集めることにした。

その結果、およそ全体の構図が判ってきた。

H氏は、昭和9年4月12日に新潟県燕市に生まれ、同32年3月中央大学法学部を卒業。同39年5月、日産機材株式会社を設立。同43年4月にハンドローザ工業株式会社、平成2年3月にハニックス工業株式会社とそれぞれ商号変更。その間、昭和40年の手押し式ブルドーザー・ハンドローザの開発に始まり、昭和46年の掘削機ミニバックホー、昭和50年の全旋回ブームスイング式ミニ

バックホー、昭和58年の車幅内全旋回ブームオフセット式ミニバックホーの開発と続き、会社の業績は順調に推移し、小型建設機械の生産において高いマーケットシェアを誇っていた。

順調な業績を背景にして、ハニックス工業は、平成2年7月27日、株式を店頭公開。

公開時に、1株8,390円で、250万株の公募増資を実施。

株式の公開直後に、同社役員四人が、所有していた個人名義の同社株を売却。通常、株式の公開直後は人気銘柄の場合とはくに、買いが殺到する中で売りがでてこないことが多く、呼び値だけ飛んで売買がなかなか成立しないことがあり、幹事証券会社のアドバイスを受けて証券会社もしくは会社関係者の持株の一部を市場に放出することがある。初取引を成立させ、その後の株価の乱高下を防止するためである。この時に放出される株式のことを、俗に”冷し玉(ぎょく)”“とっている。

実際に同社の店頭市場での初値は1万6,600円であり、その後公募価格の2倍をゆうに超える1万7,500円の株価が記録された。

同3年3月、冷し玉の売却によって生じた売却益について、四人の役員は個人所得として確定申告。

その後、会社に対して東京国税局による税務調査が実施された。任意調査である。

この時、社長と国税当局の間には、ある合意文書が交わされていたという。

副社長のB氏は、週刊誌のインタビューに答えて次のように述べる、 —

『こちらには、全く脱税したという認識はありませんでした。しかし、国税も

いったん手を上げた以上、ただで下げられなくなったのでしょう。そこで折半痛み分けということにするから、一部だけ課税するということになりました。社長もこれで事態が収まるなら、という思いで国税に同意する文書を書いたのです。ところが、二、三ヵ月後、国税は突然、強制査察に入りました。そしてその文書を示して、脱税を認めているじゃないかと責められたのです。』(週刊新潮平成6年1月13日号)

このように、事態は急転する。国税当局の主張を認めた文書が手渡された後、調査はそれまでの任意調査から、国税犯則法にもとづく強制調査に切り換えられた。マルサである。

税務調査を終えることを目的として作成された妥協の産物であるはずの文書が、驚くべきことに、脱税の事実を自白した動かぬ証拠にすり替えられたのである。

2. マルサの告発と自決

平成5年5月26日、新聞各紙は、東京国税局が同社と同社長を脱税の嫌疑で東京地検に告発したことを一斉に報じた。

三日後の5月29日、同社は東京地裁に会社更生法の適用を申請した。倒産である。

東京証券取引所は、同社株を直ちに、店頭管理銘柄に移した。

最高値で1万7,500円をつけ、直前までも、2千円台をキープしており、倒産の前日は2,480円をつけていた株価は急落し、100円を切る状況となった。

店頭登録銘柄とはいえ、株式が公開されている中堅企業である。小型建機の分野で高いマーケットシェアを有し、233名の従業員をかかえ(平成4年12月末日現在)、年商も300百億円を超えている会社である。

株価も倒産直前まで2千円台を維持していたいわば優良会社が、脱税報道の三日後に何故倒産に追い込まれたのか、外部からは不思議としかいいようのないものであった。

週刊誌に掲載された同社の副社長のB氏（社長の実弟）のインタビュー記事を読むことによって、私の疑問は一応氷解した。

『社長がああいう最後を遂げたのも、あの脱税報道が直接の原因で会社が倒産に追い込まれたからです。

たしかに、近年は不況の影響で、会社が抱える問題もありました。

ただ、それは工場の稼働率が低いとか、採算が落ちているとか、どこの会社でも抱えている問題で、それだけでは決して倒産につながるようなものではありませんでした。4月以降も、関連会社が倒産するなど厳しい状況でしたが、その処理も済んでいました。

ところが、それが脱税報道を境に、150億円あった現金も銀行から預金閉鎖され、ファイナンス会社からの融資もとめられて手の打ちようがなかったんです。』（週刊新潮、平成6年1月13日号）

手許資金が銀行によって封鎖凍結され、他からの融資も断られたために倒産、
— 脱税報道後三日間に起った修羅場の状況が眼前に浮んだ。

私の疑念は一応解けたとはいえ、今一つ釈然としない。今まで、悪質な脱税の告発が引き金となってすぐに倒産したケースが、店頭登録を含む株式公開企業の中では全く思い浮かばなかったからである。

なぜ銀行は150億円もの預金を封鎖したのか、脱税で告発された会社に対して、銀行がこのような強硬手段に打ってでることは尋常なことではない。

追徴課税は、「重加算税を含め17億円強」（日本経済新聞、平成5年5月26日

付) であり、手許資金 150 億円といえば、追徴課税の 10 倍近い金額である。

おかしい。脱税報道だけで銀行がこのような行動をとるはずがない。何か別の要因があるはずだ。この疑問は最近に至るまでしこりとなって残り、胸の奥につかえていた。

同年 6 月 18 日、東京地裁によって保全管理人として永井津好弁護士が選任され、保全管理命令が発令された。

同年 12 月 22 日、会社は破産宣告を受ける。破産管財人は表久雄弁護士。

同年 12 月 24 日、午後 4 時 30 分ごろ、H 社長は東京国税局を訪れ、「一階ロビーで脇差し（刃渡り約 28 センチ）をカバンから取り出すと、いきなり左胸をひと突きして倒れた。」（同年 12 月 25 日付、読売新聞）

『社長のバッグからは、東京国税局長宛の抗議文が見つかった。社用便箋二枚に手書きで書かれた文書には、荒々しい筆跡で、

〈おのれ国税！！無念なり国税！！ 全く無実のものを おのれ達の出世や部門実績のイゴ（ママ）の為に 全く無実の我が社を 脱税の罪をかぶせ その為多くの社員 取引先 株主 又全国にまたがる関連会社を悲惨絶望のドン底につき落した！ （中略）このことを一死をもって世に告発し死を以って断罪する！！〉

— と記されていた。』週刊新潮、平成 6 年 1 月 13 日号)

週刊新潮は更に、『会社再建を果たせぬまま、ハニックス工業は去る 12 月 22 日に破産宣告 — 。抗議文とともに、H 社長が翌 23 日付で関係先に向けて書いた遺書の最後には「武士道とは死することと見つけた」と『葉隠』の言葉が引用されていた。』と記す。

これが一連の経緯である。

(3)倒産についての一般の見解

会社が倒産し、社長が壮絶な自殺をしてから10年程が経過した。その後、連鎖倒産の数は63社に及んだ。

脱税で告発された三日後に倒産したことについて、大方の見方は次のようなものであった。

日本経済新聞の竹居芳照論説委員は、 —

『悪質な脱税に対する告発が引き金になって会社がすぐに倒産した例はまずない。だから倒産は国税当局にとっても衝撃的だったようだ。そして今度は国税局で自殺と抗議である。』

告発する以上、国税当局は十分に立証できるだけの準備ができていたと思われる。だが、H社長は終始、個人の売買であり、会社の自社株売買ではないと脱税を否認し、死をもってまで抗議している。果して、真相はどうであったのか、ぜひ知りたいところである。

ハニックス工業が店頭市場に株式公開したのは、1990年7月27日。店頭市場での初値は、1万6,600円（額面50円）だった。株式市場にバブルの余韻が残っていたとはいえ、優良・成長株としての人気を反映していた。

それが三年もたたないうちに倒産した。会社更生法の適用申請も実質却下されてしまい、自己破産の道を歩むしかなかった。株主や取引先などにも、どうしてそんなことになったのかいまだによくわからない。

ハニックス工業本体の92年12月決算を見ると、需要回復の遅れで減収減益になったとはいえ、売上311億円、経常利益13億円で、自己資本比率は50%だった。そこからは倒産の危機など想像だにできない。』

— と真相がよく分からないと前置きしながらも、会社の実態は相当悪化しており、粉飾決算がなされていたのではないかと、この論調に推移していく、 —

『もともと、関係者の話を総合すると、すでに、92年においても経営実態は相当に悪化していた。

店頭公開と前後して、得意とする超小旋回ミニ油圧ショベルの分野に、大手の建機メーカーが相次いで参入してきた。このため、同社は販売網の強化を図ろうと、各地のレンタル業者を系列化した。

建設機械の販売にはレンタルが付きものだし、こげつきのリスクも大きい。大手メーカーといえども商社を介したりしてリスクを回避する。これに対し、同社は拡販のためグループ企業を使って自らレンタルを手掛けた。

しかし、大手メーカー製品との競合などで売れ行きが落ちてきたにもかかわらず、H社長はハニックスグループ各社の実績を落とさないように猛烈にはっぱをかけた。このため非連結関係会社への押し込み販売が行われたようだ。売り上げは計上しても、それに見合う費用を計上しないなど粉飾決算も行われていたという。

そうした同社の経営実態の一端が表面化したのが昨年4月。同社が取引していたレンタル業者が4社、事実上倒産した。この時から、銀行、商社、ノンバンクが信用供与に慎重になり、同社の経営実態について説明を求めたが、H社長は納得できる説明をしなかった。多分できなかったのだろう。

H社長は告発報道を問題にしていたが、無理な経営を続ければ会社が行き詰まるのは時間の問題だった。もっと早く、実態を金融機関に率直に伝えて経営支援を求めていたら、再建の道もあったろうが、ワンマン社長にはそれができなかった。会社と社長のあまりにも突然の、壮絶な死だった。』

(日本経済新聞、平成6年1月23日付、「開示されない破滅の軌跡 — ハニックス工業の真相は」と題する竹居照芳論説委員の記事より)

その後現在に至るまで、会社の業績悪化とそれを糊塗した粉飾決算が倒産の主

たる原因であるとする見方が、一般に信じられてきた。突然職を失ない路頭に迷うことになった会社の役員従業員をはじめ、優良株と信じて投資し巨額の損失をこうむった株主、連鎖倒産に追い込まれた63社もの関連会社の人達は、もっていきようのない怒りを不完全燃焼させていたに相違ない。

(4)倒産と社長の自殺についての国税当局の見解

倒産と社長の抗議の自殺に関する国税当局の見解は次のようなものであった。

『東京国税局の横尾貞昭・国税広報室長は「このような事態になって大変お気の毒だが、課税面については適正に処理し、告発した。この件でH社長から抗議を受けたことはない」と話している。』（読売新聞、平成5年12月25日）

『東京国税局の村上喜堂・総務部長は、「亡くなったH社長はお気の毒ですが、だからといって法律は曲げられません。それに社長はこれまで一度も抗議に来られたこともない。当日執務室にも寄らずに自殺されたわけで、こちらとしては真意が分からないんです」と冷やかな反応だ。』（週刊新潮、平成6年1月13日号）

当時、私自身が直接聞いた国税当局の見解は、大木洋国税統括査察官によるものである。

大木洋は当時、架空のシナリオを自分で創作して私にガサ入れをかけ、なにがなんでも告発しようとしていたのに対して、私は迷惑千万なことであり、告発されただけでも、一般企業でさえ社会的に葬り去られることがある事例として、ハニックス工業の例を挙げ、抗議したのに対して答えたものである、 —

『マスコミの報道は一面的なもので、真相は違っている。ハニックス工業は国

税の告発があろうとなかろうと、すでに経営的に行き詰まっていたのであり、金融機関が預金を凍結したり、融資をストップしたのは、国税の告発を奇貨としてなしただけのことである。国税が告発したために倒産したというのは言いがかりにすぎないことであり、昨年12月24日国税のロビーで、同社の元社長が自殺をしたことも、国税当局に対する単なる嫌がらせにしかすぎない。』(平成6年1月17日、私への電話による回答)

国税当局の三者に共通しているのは、脱税の告発は正当なものであり、倒産と社長の死について、当局は一切の責任を負わないという認識である。

更に前二者は、社長の死は気の毒であるとして一応哀悼の意を表しているのに対して、大木は、社長の死は国税当局に対するいやがらせであり迷惑であると言っている。

この違いは、前二者がマスコミのインタビューに応じたものであり、公表されることを念頭においた、いわば建前の見解であるのに対し、大木の発言は私に対するものであり、公表されることなど全く念頭においていない、いわば本音の見解であることに起因している。

(5)倒産の真相についての疑念

ハニックス工業の倒産の主たる原因は、一般に信じられてきたように、果して会社の業績悪化と粉飾決算であったのか、会社に対する東京国税局の脱税告発とその公表は、果して正当なものであったのか、社長の抗議の自決について国税当局は、果して責任が全くないと言い切れるのか、— これらの疑念が、日が経つにつれて私の心の中に大きくふくらんできたのである。

世間は、マルサの告発を何ら疑うことなく100%正しいものと受けとめた。しかし、その告発そのものが間違っていたとしたらどうなのか、私のケースのよ

うに、マルサが火のないところに煙を立てて罪を創り上げたものであったとしたらどうなのか、倒産の真相は全く異なったものになるであろう。

冤罪で人生を棒にふった人は戦後だけでもかなりの数にのぼる。

ただ一般に、冤罪が問題とされる場合に、殺人とか強盗殺人といった一般刑法上の罪のケースがほとんどであり、商法、証券取引法、公正取引法、あるいは税法等に規定する特殊刑法上の罪のケースはほとんど見当たらない。

とくに税法に規定する刑事罰である逋脱（脱税）の罪に関していえば、冤罪の問題が表面化したのは現在まで皆無であった。

その理由として考えられるのは、一

第一に、脱税の嫌疑者としてマルサに告発され、被疑者として検察に取調べを受け、更に容疑者として検察に立件起訴された者が、たとえ脱税などしていない、自分は無実だ、といくら叫んでもその声が聞き届けられることが決してなかったことだ。

こと、税法と企業会計の実務に関していえば、法曹三者といわれる裁判官、検察官、弁護士がほとんど無知であることに加え、本来なら不正な法の執行に対しては常に批判的なチェック機能が期待されているマスコミも同様にそれらに無知であることから、マルサがひとたび脱税の烙印を押せば、途中で何ら修正されることなく有罪の判決までエスカレーター式に流れていき、その全てのプロセスに対して、批判能力の欠如したマスコミは、当局の発表をそのまま正しいものとして世間に流しているのが現状である。このような中であって、声をからして冤罪を叫んでも誰もとりあげようとはしない。

先に引用した週刊新潮の記事（平成6年1月13日号）は、ハニックス工業と自決した社長に対しては同情しつつも、国税当局の告発自体は間違っていないという前提に立っている。同誌のワイド特集、「人間沈没」の中のこの記事は『東京国税局で割腹自殺した社長の「脱税大義」』と題されており、盗っ人にも

三分の理、と言わんばかりである。

第二に、告発するマルサに対する誤った信頼感である。法曹三者のみならず、マスコミも、あるいは大多数の国民までもが、マルサが脱税と認定して告発した以上、脱税は動かし難い事実として受けとめてしまう現実がある。

国税庁が毎年出している「ザ・マルサ」と題するパンフレットは、「脱税は社会公共の敵！！」と位置づけ、「脱税を摘発するために国税査察官は日夜努力している」と記し、更に、「判決の状況」として有罪判決の割合が百パーセント（平成4年3月発行のパンフレット）であると胸を張り、国税が告発したら無罪になることはないと恫喝的にPRしている。

このようなPRが効を奏していることもあって、マルサのいわば無謬神話が一般に信じられてきたのである。現在も、ハニックス工業が倒産した平成5年当時と、基本的に変っていない。

(6)虚構のシナリオ

ハニックス工業の事件は、私がマルサと死闘を繰り広げているときに起ったものであり、当時から私と同じようなケースではないかという予感があった。

私はその後、逮捕され、手錠腰縄つきで刑事法廷の場に引きずり出され、名誉と人格権とを踏みにじられた。

その間、私は、自らの名誉を回復し、人格権を復活させるのに精一杯であり、他を省みるゆとりがなかった。

マルサの虚構のシナリオを完全に打ち破った現在においても、私には必ずしも心のゆとりがあるわけではない。

しかし、10年前、日本の「もののふ」として自決した一人の秀れた事業家の無念の思いが、私の心の中に益々大きくふくれあがり、彼の魂が渾身の力を込め

て私に語りかけてくるのである、 —

「ハニックス工業に関する一連の事件の真相が闇に葬られようとしている、真相を解明して世間に公表して欲しい。」

ハニックス工業の事件は、私のケースと同様に、マルサによる虚構のシナリオによるものではないか、疑念は一層強まっていった。

(7)虚構のシナリオの吟味

1. マルサの告発

東京国税局に対する疑念が払拭できなくなった私は、当時脱税としていかなる告発がなされたのか、改めて吟味してみることにした。

経済記事に関する的確な報道をすることで定評のある日本経済新聞は、社会面で、『自社株売却、32億所得隠し、ハニックス工業90年店頭公開時』との見出しを揚げ、 —

『国税当局や関係者によると、ハニックス工業は88年ごろから株式の店頭公開に向けて第三者割当増資や株式分割に踏み切り、大量の新株を発行。役員ら幹部七人の名義で株式を保有していた。

90年7月27日に同社が株式を店頭公開すると、公募価格8千390円だった株価は一気に約二倍の1万6,600円にはね上がった。同社は幹部七人のうち四人の保有株について、公開当日に15万2千株、その約四ヵ月後に6万1千株の計21万3千株を売却。32億円を上回る売却益を得たが、大半が広川社長が管理している銀行口座に流れた。この売却益は本来法人所得となるべきなのに、同社は名義を貸した役員らに個人所得として申告させた、とい

うのが国税当局の認定だ。

同社は、名義を個人に装うことで、商法が事実上禁止している自社株の保有、売買を事実上実現するのがねらいだったとみられる。

幹部七人のうち残る三人の株式は現在も売却しないまま持っていると言われる。また、株式売却益を法人所得として申告すると、当時の法人税率40%が適用されたが、個人所得であれば、申告分離課税方式で20%で済んだことも、個人所得を装う動機になったとみられる。』 — と詳細に記述している。

同紙は更に、ハニックス工業社長のコメントを次のように載せている、 —

『今回の告発についてH社長は「店頭公開当日は見込み以上に買いが入って株価が上がり、このままだと大蔵省の規制で売買停止にもなりかねない状況だったので、役員から借りた株を冷やし玉として放出した」と説明している。』

(同紙、平成5年5月26日付)

同紙による国税局の告発の内容を要約すると、 —

- (一) ハニックス工業は店頭登録以前に、自社株を役員ら幹部七人の個人名義で保有していた。
- (二) そのうち、四人の名義になっている自社株を、店頭登録後、合計で21万3千株売却した。
- (三) この売却益は32億円を上まわるものであったが、会社は法人の利益として計上せず、名義を借りていた役員らに個人所得として申告させた。
- (四) 株式の名義を個人に装ったのは、商法が禁止している自社株の保有・売買を事実上実現するためであった。
- (五) 脱税の動機は、法人所得として申告するのと比較して、個人所得であれば、半分の20%で済むことであった。
- (六) 国税が個人の所得ではなく、法人の所得であると認定したのは、売却益

の大半がH社長が管理している銀行口座に流れたからである。

一見もっともらしいことが述べられているものの、仔細に検討してみると、いくつもおかしいことがあることに気がついた。

2. 自己株式

(1) 自己株式とは

まず第一に目につくのは、自社株のことである。

自社株 — 商法上自己株式といい、現在は商法改正によって合法的に取得できるようになっているが、当時は原則としてその取得が禁じられていた（商法210条）。会社が「何人の名義を以てするを問わず、会社の計算に於て不正に其の株式を取得し…たるとき」は、会社の役員等は、会社財産を危うくする罪として「五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す」ものとされていたのである（商法489条）。

当時の証券取引法は、会社が不正に自己株式を取得することを全く想定していない。不正な自己株式の取得など、証券市場に対する重大な背信行為であり、株式を一般に公開している会社において、あってはならないことだからだ。

仮に国税当局が認定したように、ハニックス工業が商法の禁止規定を潜脱するために、個人名義に仮装して自己株式を取得したことが事実であるとすれば、有価証券届出書もしくは有価証券報告書に虚偽の記載があったとして、株主等から賠償責任を問われ、更に店頭登録の取り消しさえなされる可能性があるほかに、刑事的には商法の会社財産を危うくする罪（五年以下の懲役）及び証券取引法の虚偽記載罪（三年以下の懲役）に問われる可能性がある。事実とすれば、まさに証券市場における前代未聞の不祥事である。

企業経営者、とりわけハニックス工業のH社長のようなオーナー経営者が、このような危険きわまりない自己株式の取得など思いつくであろうか。これが第一の疑問点であり、かつ最大の疑念である。

商法が懲役刑まで用意して禁止している自社株の取引という犯罪行為を、名義を個人に装ってまで敢えて実行に移すからには、オーナー経営者であるH社長に、やむにやまれぬ事情があったか、あるいは、大きなリスクをしのぐメリットがあったか、いずれにせよ具体的かつ客観的な理由がなければならない。

経営権の争奪をめぐって、会社経営者が自らの地位を保全するために、あるいは、株価を維持もしくは高騰させるために、会社の資金で自社株を買い集めることは想定しうることではあるが、ハニックス工業の場合には全く当てはまらない。マルサの指摘している自己株式の取得は、30万株を超えないものと推定されるが、店頭登録前の株式取得であり、かつ、店頭登録前に五回に分けて行なわれた新株の発行株数706万株（平成元年12月4日の3割無償、及び同2年4月24日の株式分割を加味して換算したもの）のうちの5%にも満たないものであるからだ。

この他に、やむにやまれぬ事情というのは、どうしても思いつくことはできない。

では、大きなリスクをしのぐメリットがあったのであろうか。

東京国税局は、法人所得として申告するのと比較して、個人所得であれば、半分の20%で済むというメリットを指摘し、脱税の動機としているようである。

このことが果して脱税の動機となりうるものなのか、これが第二の疑問点である。仮に脱税の動機たりえないことが明らかになり、かつ、その他の動機が見あたらないものとするれば、第一の疑問点が解明され、不正な自己株式の取得という国税当局の認定そのものが怪しくなってくる。

(2) 表金（おもてがね）による取得のケース

自己株式について企業会計の側面から分析することとする。

自己株式は、企業会計的には、会社の資金で取得された自らの会社の株式であるということができる。

会社の資金という場合、通常は正規の金銭出納帳を経由した資金をいうのであるが、例外的に帳簿を経由しない場合もありうる。

便宜上、前者を表金（おもてがね）、後者を裏金（うらがね）と呼ぶこととする。裏金は、正規の帳簿に計上しないものであるから、商法上違法なものであり、税務上は、隠し金あるいは、『たまり』といわれているものであり、通常脱税に関連しているものが多い。

従って、自己株式を、表金によって取得されたものと、裏金によって取得されたものとの二つに分けて考える。

まず、表金によって取得された自己株式について。

ハニックス工業の店頭公開までの新株発行状況は、一

- (一) 昭和63年7月2日 20万株
- (二) 昭和63年7月20日 12万株
- (三) 昭和63年11月14日 3万株
- (四) 昭和63年12月16日 10万株
- (五) 平成元年12月4日 7万株
- (六) 平成元年12月4日 18万6千株（3割無償）
- (七) 平成2年4月24日 806万株（額面500円を50円に株式分割）

である。

一方、株式公開会社に義務づけられている財務諸表と連結財務諸表の監査報告書は、次の4期について提出されている。それぞれ、無限定適正意見が監査法人朝日新和会計社によって表明されている。

- (一) 第25期（自昭和63年12月21日、至平成元年12月20日）
- (一) 第26期（自平成元年12月21日、至平成2年12月20日）
- (一) 第27期（自平成2年12月21日、至平成3年12月20日）
- (一) 第28期（自平成3年12月21日、至平成4年12月20日）

まず、昭和63年7月2日から同年12月16日までの4回にわたる新株の発行は、会社の第24期におけるものである。

監査報告書は翌期の第25期以降についてのみ添付されているものの、第24期あるいはそれ以前の期間についても当然のことながら監査がなされているはずである。

監査証明がなされている第25期期末、即ち平成元年12月20日現在の会社の資本金は21億5千万円であり、この金額は、第24期期末、即ち昭和63年12月20日現在の資本金と同額である。

つまり、第25期末の資本金の額が適法適正であると意見表明するためには、前期第24期になされた4回の増資について十分な監査をする必要があり、実際になされているはずである。

株式公開を前提とする会計士監査において、資本金項目は重要な監査項目の一つであり、調査省略などありえない。そのうえ、関連会社とか海外の取引先を複雑に利用した押し込み売上げとか、架空在庫などと異なり、資本金の勘定分析を

して資金の出所を確認すればよく、監査の労力はさほどのものではない。

仮に、取得された自己株式が、正規の帳簿に計上されていず、簿外資産として秘匿されていたとしても、資金の出所の根拠は出納帳に残っているわけで、その跡を辿っていくことによって、容易に発見できるはずである。

まして、日本を代表する監査法人の一つである朝日新和会計社が、不正な自己株式の取得という、法改正前の会社法の根幹にかかわる重大事項であり、同時に、証券取引法におけるディスクロージャーの根幹にもかかわる重大事項を見逃すはずがない。

その上に、ハニックス工業の主幹事証券会社はこれまた日本を代表する証券会社の一つである野村証券であり、店頭登録にあたっては厳正な審査がなされているはずである。自己株式の取得など一寸調べればすぐに分かるようなことが審査の網から漏れることなどおよそ想定することができない。

(3) 裏金（うらがね）による取得のケース

次に、裏金によって取得された自己株式について。

個人経営者もしくは、オーナー経営者の中には、あるいは、裏金づくりに精を出している人がいるかもしれない。

しかし、そのような人達でも、ひとたび会社の株式を公開しようと考え始めると大幅に変わっていくものである。

公開基準を達成するために財務体質の強化と収益性の向上が会社に求められる。会社がそれに応えれば応えるほど、公開時及び公開後の株式の評価が高まることになるために、それまでに裏金が存在するならば、会社としてはできるだけ表に出すように努めるようになるし、裏金づくりをやめてむしろ利益を多く出すようになっていくものだ。

公開時に期待できる莫大な創業者利得を考えるならば、税金をごまかすことがいかにソロバン勘定に合わないか直ちに分かるからである。

ハニックス工業の場合、店頭公開が平成2年7月であるから、遅くとも3年前の昭和62年7月には、具体的な株式公開のスケジュールができていたと考えてよい。当然ながら、公認会計士による予備調査が始まっていたはずである。

前述のとおり、第一回目の新株発行は、その一年後である昭和63年7月2日になされており、平成2年7月27日の店頭公開までに、その後7回にわたって新株が発行されている。

この時期は文字通り、社長以下、全社一丸となって店頭公開に向けて邁進していたはずである。

オーナー社長にとってこのような時期に裏金をつくることは、前記のとおりマイナスにこそなれ、決してプラスにならないことである。

この時期の裏金づくりは株式公開後の創業者利得を大きく傷つけるほかに、役員従業員のモラル（志気）を著しく低下させるであろう。

裏金づくりはオーナー社長が一人でできるものではなく、複数の部下が関与するのが通常であり、結果、社内の綱紀が緩み、脱税のメリットとは比較にならないデメリットがモラルの低下となってはねかえってくる。

裸一貫で会社を創り上げ、建機業界で数々の新機軸を打ち出して店頭公開を実現させ、全国に264社で構成するハニックス会を組成した程の経営者が、このような時期における裏金づくりのデメリットを知らなかったはずがない。

従って、ハニックス工業の場合、株式公開前3年間は裏金は存在しなかったし、従って裏金による自己株式の取得もなかったと考えるのが順当である。

しかし、百歩譲って、ハニックス工業に会社の裏金が存在し、その裏金で自己株式が取得された場合について考えてみることにする。

この場合、会社所有の自己株式ではあっても裏金による取得であるから、会社

の帳簿には所有有価証券として資産計上されていないことになる。即ち、簿外資産として秘匿されているわけだ。

会社としては、この時期一定額以上の増資をしていることから、証券取引法にもとづいて有価証券届出書の提出が義務づけられている。

つまり、会社簿外資産として自己株式を取得していることは、税法と商法に違反しているにとどまらず、証券取引法にも違反していることになる。会社経営者には、それぞれ懲役刑が用意されている重大な犯罪行為である。

会社が、三つもの犯罪行為をしてまで秘匿している資産であるとすれば、いざそれを資金化して会社の正規の帳簿に計上しようとするとき、大きな困難が待ちかまえている。株式を公開し、公認会計士の監査を受けている会社にあっては、まずできない相談である。

売却益にかかる税金が、法人の場合個人に比較して多いとか少ないとかいうレベルの話ではない。もともと正規の帳簿に計上しようのないものであり、会社の資金として活用できないのである。

(4) その他のケース

あるいは、個人で申告させて、低い税率による税金を納めた残りを会社がつかうつもりであったとでもいうのであろうか。

この場合、税引後の資金がストレートに会社の資金として活用できないのは前述のとおりである。各個人から会社が借りる形式をとれば、正規の帳簿に計上できるのではないかという議論もあろう。

しかし、それならば、敢えて会社の裏金をつかって自社株の取得をするという重大な犯罪行為をするまでもなく、オーナー自らが表金で適法に取得すれば済むことである。会社の財務の内容が健全であり、収益性に問題がなく、かつ株式公開のスケジュールが具体的に作成されているのであれば、取得資金の調達は難し

いことではないからである。

あるいは、裏金を表金にするマネーロンダリング（資金洗浄）を活用するつもりだったのではないかとでもいうのだろうか。

マネーロンダリング自体、犯罪行為であり、毒を食らわば皿まで、といったところであろうか。裏世界のことであり、私には知るすべもないが、巷間きくところによると、半端な手数料ではないようだ。税金が20%安くなる以上のコストがかかるのは必定であろう。これとても会計士監査の眼をのがれることは至難であろう。

あるいは、国税は、社長が自社株の取得を文書で認め、脱税を自白しているではないか、とでもいうつもりであろうか。その文書は、副社長であったB氏によれば、税務調査の過程で妥協策の一環として書かされたものであるという。

このような文書が、無実を叫びうらみを抱いて国税に抗議し自決して果てたH社長の死を直視するとき、いかなる意味をもつというのだろうか。それ以前に、客観的な状況に符合しない言葉がいかに文書化されていようとも無意味であることは、私の刑事裁判のプロセスと結果に照らしても明らかだ。

私のケースでは、マルサと検察は、脅したりすかしたりして、私を有罪にするために多くの人から虚偽の自白を引きだし、法廷の場に検面調査として証拠提出したものの、厳然たる客観的な状況に違背するものであったため、全てが法廷で排斥されるに至っている。当然といえば当然であるものの、真実の前には、いかなる虚偽も色あせてしまうのである。

以上、明らかにしたように、株式公開を予定している会社が、不正な自社株の取得をもくろもうとするなど、およそ現実的ではないし、仮にもくろんだとしても、監査と審査の眼を逃れることはできないというべきである。

(8)倒産の真相

私が確信するに至ったハニックス工業倒産の真相は、 —

関連会社の倒産を背景にして、一部情報機関が会社の信用不安説を流し、銀行筋が信用供与に慎重になった。

このような状況の中で、東京国税局が、虚構のシナリオによる脱税の告発を行ない、マスコミに公表した。

この告発は単なる脱税の告発ではなく、証券市場におけるディスクロージャーの根幹を傷つける自己株式の不正取得とその売却を内容とするものであった。

金融筋は、次のように考え、融資の特信条項に抵触するものと考えたのではないか、 —

店頭公開に際して証券市場から200億円以上調達した会社が、自己株式を操作することによって最高値に近いところで売り逃げ、32億円もの利益をあげながら隠匿していた。株式市場に対する重大な背信行為である。しかも国税局のマルサによる告発であるから間違いないだろう。

会社は証券取引法の複数の条項に違反しており、店頭登録抹消は避けられない。会社とそのグループは、株式を店頭登録することによって大きな信用を獲得し、急激な与信の増大を背景に、業績を伸ばしてきた。

店頭登録の抹消は、この会社の場合決定的なダメージとなり、倒産は不可避である。

各金融機関が、融資との相殺権を盾にして150億円もの預金を直ちに封鎖したのはこのような事情からであったろう。

つまり、会社は単なる脱税報道によって倒産したのではない。脱税の中身であ

る自社株の取得と売却が、改正前の商法と証券取引法に違反する重大な犯罪行為であり、それが一般に真実であると受けとられたために倒産したのである。

しかも、すでに述べたように、およそ、株式を公開している会社が不正な自社株の取得をすることなど現実には想定しがたいことであった。

マルサが架空のシナリオを創り上げてH氏を犯罪者に仕立てあげ、会社を倒産せしめ、H氏を死に追いやったのである。同時にマルサは、本来は徴収することができない17億円余りの重加算税を含む税金を会社から騙し取ったことになる。マルサが欺取した17億円余りは、会社が倒産した現在、会社の債務者に返還されるべき筋合いのものであろう。

(9)遺族との接触

平成13年6月25日、検察側の上告断念によって、私にかかるマルサの捏造事件は一応の結末を終えた。

私はかねてから心に懸かっていたハニックス工業に関する疑念を払拭するために、同社が公開していた有価証券報告書の全てを取り寄せ、徹底した分析を行ってみた。

更に、同社に関する各種資料を改めて可能な限り集めて、財務諸表分析に加えた。

その結果、私は、上述のような結論に達したので、一文を草し、ある雑誌に掲載しようと考えた。

草稿が完成したものの、公表する前に、会社関係者、とりわけ、故H氏の実弟で副社長であったB氏に直接会って、いくつか確認したいことがあった。

しかし、会社関係者を捜し出すことは、なかなかできなかった。

幸い、いくつかのルートから、やっとのことで、故H氏の女婿W. K氏が、兵庫県にいたことを突きとめることができた。

平成13年8月9日、W. K氏を兵庫県の勤務先にたずね、面談した上で、出来上っていた草稿を三部、手渡した。

一部をW. K氏に、一部をW. K氏の妻で、故H社長の長女に渡し、残りの一部をW. K氏の義理の叔父である元副社長のB氏に渡していただくように話し、B氏との面談を希望している旨の伝言を頼んだ。

平成13年8月20日2時34分、B氏から、私の事務所に電話が入った。

B氏は、九州出張の途次に、松江に立ち寄り、私と面談することになった。

平成13年8月22日、夜8時すぎに、私は松江のアーバンホテルでB氏と会い、食事を共にし、一献を傾けた。

B氏は、私に次のように話しかけ、苦しい胸の内を打ち明けた、 —
「私達は、はじめ何が起ったのか、よく分かりませんでした。

脱税で告発されたことが、マスコミに公表されたら、直ちに会社の預金150億円が銀行に押さえられて引き出せなくなり、その結果、月末の手形が落とせなくなってしまい、あっという間に倒産したのです。

それから半年後、会社再建の道が絶たれ、破産に移るや、今度は、頼みにしていた大黒柱である兄の社長が、自殺してしまったんです。」

「国税当局が何故脱税で告発したのか、何故突然会社が倒産したのか、何故兄貴が死ななければならなかったのか、私の心の中で十分整理ができないままで、この8年間、夢中で生きてきました。

多くの債権者からは責められ、従業員からは、冷たい視線を浴び、身を隠すよ

うにして、なんとか食いつないできたのです。」

「このたび、W. Kから渡された山根さんの原稿を読んで、なるほどこういうことであったのかと、はじめて納得することができました。

当時私達は、国税当局がデッチあげをするなんて、考えてもいませんでした。ただ、私達には納得できないが、法に照らせば脱税になるのかな、位の認識だったのです。

当時は、国税にだましうちにされたとは思っていましたが、更にその裏に、山根さんが指摘されるような事情がひそんでいようとは、夢にも思いつきませんでした。

「国税もずいぶんひどいことをするものですね。」

「しかし、会社が倒産し、兄も死に、私の資産もなくなり丸裸になってから8年も経ってみると、正直言って、当時のことは全て忘れてしまいたいのです。

私達、ことに死んだ兄貴の名誉を回復しようとしてくださる山根さんには感謝の気持ちで一杯です。

しかし、本音を申し上げれば、ハニックス工業の件については、しばらくそっとしておいて欲しいのです。」

「どうしても記事を公表するというのであれば、できればあと二年程待っていただけないでしょうか。

食いぶちとして、私が細々と始めた小さな会社がようやくメドがついたところで、あと二年もすれば、私の気持ちも今よりはゆとりがでてくるでしょう。」

私は、B氏の言葉を聴いて当惑した。私の記事は、一族の名誉を挽回するきっかけになるはずのものであり、記事の公表には諸手をあげて賛同してくれるものと思っていたからだ。しかも、私がベースとした情報は、全て公表されているものばかりであり、守秘義務に抵触するものは一つもなかった。

私には、三年前に公表したい理由が二つあった。

一つは、私が、三年前の7月で、59才を一期として自ら命を絶ったH氏と同じ59才になっており、因縁めいたものを感じていたからだ。

二つは、そしてこれが最も大きな理由であったのであるが、三年前の7月に、私にとって忘れようにも忘れることのできない大木洋が、広島国税局調査査察部長に昇進したことであった。

事実を捏造して、私を奈落の底につき落とした人物が平然として、マルサのトップに昇りつめた。大木洋は、私より一つ年下の、ノンキャリアであることから、部長職は国税局最後のポストであり、一年後には退官することが予想された。大木の部長在任中に、私の総括の序章として公表し、部長昇格に負のエールを送りたかったのである。

私はB氏に、以上のような話をし、記事の公表について再度了解を求めたが、同氏は、先のぼしを私に懇請するばかりであった。

思うに、同氏にふりかかってきた出来事は、文字通り訳もなく襲ってきた悲劇であり、悪夢としか言いようのないものであったろう。

8年が経過していた三年前でさえ、何かの影におびえ、息をひそめて生きている感のあったB氏にとって、たとえどのような記事であれ、再び、社会的な話題にされたくなかったのであろう。

私は、記事を公表する意欲がそがれ、そのままになって現在に至った。

B氏が要望していた2年の期間が過ぎた。また、私の10年間を客観的に総括しようとするとき、ハニックス工業事件の概要と、事件の真相に言及することは不可欠のことであった。

10年前、防戦一方であった私のマルサへの姿勢を、攻撃へと変化せしめた重要な出来事だったからである。

私が分析に用いた資料は全て公表されているものではあるが、B氏の気持ちを忖度し、仮名とした。

(10)倒産の深層

1. 密告者の存在

平成16年9月28日、ある経済誌の編集者からハニックス工業の倒産に関して驚くべき情報がもたらされた。

同社の”脱税”を国税当局に密告した者がおり、それは同社のメインバンクであるX銀行であった、—このような噂が当時経済界の一部に広まっていたというのである。

この編集者は、同社の倒産後にX銀行の担当支店長にインタビューしている。支店長の反応は実に冷ややかなものであったという。

結局、噂の真偽は確認できなかったために、記事にしなかったという。

平成2年の同社上場時、各銀行は競って同社に融資取引等を持ちかけたに違いない。平成2年といえばバブル経済のピーク時であり、同社では公募増資による資金が200億円余りも入ってきており、しかも初値に公募価格の2倍を超える株価をつけている優良会社である。銀行の営業担当常務とか支店長の実績をアップさせる絶好の機会であり、菓子折りでも手土産に、腰を折り、もみ手をしながら会社アプローチをしたに違いない銀行マンの姿が眼に浮かぶ。

しかし、その後バブル経済の雲行きが急に怪しくなってきた。

同社は、上場の勢いを借りて業容の拡大に乗り出したものの、バブル経済の急激な冷え込みによって、十分な需要が望めなくなった。販売に急ブレーキがかかっ

たのである。

平成5年4月、同社が拡販のために活用していたグループ企業であるレンタル会社が4社、事実上破綻するに至る。

これを境に金融筋が同社に対して一転して厳しい眼を向けるようになったとされている。銀行にとっては、優良な融資先であった同社が、逆にやっかいな重荷となってきたのである。

こうなると、銀行は金貸しの本性を露わにする。もみ手がなくなり、折り曲げていた腰がしゃんとなり、逆に尊大にそっくり返るようになったであろう。

ある経済事件に関して松江まで私を訪ねてやってきた気鋭のジャーナリストである有森隆氏は、その著書で次のように言っている－

”銀行はバブル全盛期に、あらゆる儲け話に口を突っ込むようになった。業務上横領から無担保融資、詐欺の片棒担ぎまで何でもやった。カネ貸し屋は企業犯罪の”フィクサー”と化したのである。”（『銀行・証券・生保破局のシナリオ』有森隆著、ネスコ／文芸春秋、P. 12より）

銀行のなりふりかまわない酷薄な側面が、支店長の一介のサラリーマンとしての保身行為とあいまって、表面化したのは想像に難くない。

平成五年といえば、バブル経済の崩壊が始まりつつあった時である。バブルの元凶の一つとされた銀行に対する世間の眼は厳しさを増しており、銀行バッシングが起り始めていた。

日本経済が全体的に不況に向かう中で、急激に業績が悪化しつつあった同社が、早晚破綻するに違いないと判断したのは、金融サイドとしてはむしろ当然のことであったろう。

しかし、銀行バッシングの最中、同社の倒産の引き金を銀行自らは引きたくな

い。自らの手を汚さずに同社に引導を渡すもっともらしい大義名分はないものか、

—

このような経緯から、国税当局への”脱税”密告がなされたのではないか。国税当局が、銀行というカネ貸し屋に利用されたのではないか。

2. 密告の蓋然性

取引銀行が国税当局に密告したかどうか今となっては確認のしようがない。

しかし、いくつかの状況証拠が、密告の蓋然性を物語る。

(一) 国税当局は、同社の社長の弟であり副社長であったB氏によれば、”脱税”の事実を把握した上で調査に臨んだという。つまり、国税当局は事前に情報を得ていたということだ。

国税当局はどのようにしてその情報を得たのであろうか。

会社の4人の幹部名義の株式21万3千株が店頭公開直後に売却され、32億円を上回る売却益を得たとされ、4人共個人所得として平成3年に既に確定申告を終えている。

ここまでであれば、国税当局は情報を把握している訳であるが、これを一歩進めて、「売却された株式は個人の所有ではなく、会社の所有である」とする情報は、国税当局が収受した確定申告書の上からは分らない。

この4人の幹部が事前に事情聴取された形跡はなく、国税当局はそれ以外の情報源から情報を得たと考えるほかない。その情報源はどこか。

まず会社内部について。そもそも4人が売却した株式は、株式公開に先立ってなされた第三者割当増資によって取得されたもので、この情報は会社の機密に属するものだ。このため、会社の内部においてさえ、ごく一部の者しか知りえない情報であり、諸般の事情を勘案するに内部からの密告はまずありえない。

とすれば、情報源は会社外部ということになる。

では、外部の者で、この情報を知りうる立場にあった者は誰か。それは、幹事証券会社、監査法人、それにメインバンクの三者でありこの三者以外は考えにくい。

このうち、幹事証券会社と監査法人が密告することはどうてい考えられない。共に、同社が店頭公開するに際して重要な役割を担い、それだけに大きな責任を有している当事者であり、“仮装の自己株式によって会社が32億円という巨額の違法利益を株式公開に便乗して稼いだ”（これがマルサの言い分である）などということを密告することなど、自らの重大な非を自白し、自分の首を絞めることになるからだ。

すると、消去法によって、メインバンクしか残らないことになる。メインバンクであれば、金の流れは熟知しているわけだ。

(二) 銀行の対応が余りに速かったことも状況証拠の一つである。

『平成5年5月25日午後4時半。日経のクイックにハニックス工業が法人税法違反の疑いで告発され、追徴額が17億円を超す、というテロップが流れた（H社長は事実を否定）。翌26日の新聞を見て取引銀行の態度が急変する。』一週刊ダイヤモンド、平成5年8月28日号。

メインバンクを中心に各銀行が次々に預金封鎖（質権設定）の挙に出、150億円あったとされる預金が決済資金として使えなくなり、同社はマルサ告発の記事がでた3日後の同月29日に会社更生法の申請を余儀なくされたのである。

既に述べた通り、株式を公開している会社が脱税の告発報道によって倒産したことは前代未聞のことである。更に、銀行が17億円余りの脱税告発の報道を受けて、10倍近い150億円もの預金を直ちに封鎖したこともまた前代未聞のことだ。いい口実ができたとばかりに融資金の回収を図ったのが透けて見えるようである。

銀行がこのような行動をし、かつ追加融資の道を鎖したとすれば、ハニックス

工業ならずとも、ほとんどの会社は倒産せざるを得ないであろう。

銀行はことの真偽を敢えて確認することなく（ちなみに、告発記事が出た時点で、銀行が幹事証券会社か、あるいは監査法人に確認しさえすれば、マルサの告発が荒唐無稽なものであることは直ちに判明したはずだ）、重荷になっていた会社の引導を渡す大義名分ができたとばかりに、直ちに預金封鎖に踏み切ったのではないか。

（三）マルサの責任者であった大木洋が当時私に漏らした言葉、一

”マスコミの報道は一面的なもので、真相は違っている。ハニックス工業は国税当局の告発があろうとなかろうと、既に経営的に行き詰っていたのであり、金融機関が預金を凍結したり、融資をストップしたのは、国税当局の告発を奇貨としてなしただけのことである。”

大木が同社の倒産は、マルサの告発が原因ではなく、“真相”は違っていると自信を持って強調していたのは、大木が銀行の裏工作を知っていたからではないか。

国税局まで乗り込んで、マルサの非道な行為を訴えて自決したことは、国税当局、とりわけ名指しされたマルサにとっては衝撃的なことであつたろう。放っておいたら税務調査の現場の志気を沮喪させることにもなりかねないために、急遽、銀行からの密告を含む一連の事情を説明した文書が全国の国税局に配布されたのではないか。

取引銀行が国税当局に偽りの脱税情報を密告したことは、以上のような3つの状況証拠に照らしてほぼ間違いないであろう。

とくに、常識では考えられない銀行の素早い対応と、マルサの大木洋の自信に満ちた言葉とは、私が密告の噂を耳にするまでは、何かすっきりしないものとして胸につかえていたものである。

しかし、倒産の大義名分を作るために、銀行が偽りの情報を国税当局に流した

のが事実であるならば、私の胸のつかえはきれいに取り払われ、潜んでいた犯罪的謀略の全貌がより鮮明に浮かび上がってくるのである。

この記事を終わるにあたって、59歳で無念の死を遂げたハニックス工業のH社長のご冥福を心から祈りたい。合掌。